

『発達障害者支援法』が施行後に誘発した 種々の社会問題の考察および是正私案の提言

Study on the Social Issues that “Act on Support for Persons with
Developmental Disabilities” has caused after it was enforced.

立木正久

抄録

本稿の目的は児童精神科医の市川が「法そのものは理念法」¹⁾と述べるとおり具体性がなく「労働問題への配慮の欠如」²⁾という問題点を孕んだ平成16年12月3日成立『発達障害者支援法（以下、支援法）』が他の要因とも相まって、施行後に「当事者」参加や教育・就労等の面で誘発している社会問題に関する考察を行い是正私案を披瀝することである。従って具体的な就労保障策や教育支援策がない等、「理念法」に留まっている支援法の構造的な問題点や「当事者からの意見聴取」³⁾がなかった法律制定過程上の問題等が、施行後に誘発した社会問題を考察し、『発達障害者実定法（仮称）』として将来、新法に具現化すべき政策提言を医学的な問題にも一部言及し可能な限り行うことを主な研究目的とする。

I. はじめに

本稿は児童精神科医の市川が「法そのものは理念法であり、実施については実定法が必要である」⁴⁾と指摘するように理念法に留まっているがゆえに教育等の面での具体性や罰則等がない支援法の問題点、及び立木（2010）が明らかにした「“労働問題”の認識が欠如」⁵⁾した問題点を孕んだ支援法が、石川の批判する「当事者を参加させない」⁶⁾で法律制定

がなされた過程上の問題とも相まって、施行後に誘発した、国の審議会への「当事者」参加保障問題や教育問題・就労問題（労働問題）等の社会問題を当事者の視点も一部交え考察する。そして現行支援法の不備を補い実効化するため、今後制定が待ち望まれる実定法（『発達障害者実定法（仮称）』）に具現化すべき是正私案について、関連する医学的問題をも視野にいれ現段階の児童精神医学の水準において可能な限り政策提言することを主な研

-
- 1) 市川宏伸「ADHDへの理解と関係機関における支援について」『職リハネットワーク』56号、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター、2005.3、p.16。
 - 2) 立木正久「教皇レオ13世の回勅『レールム・ノヴェルム』の視点から考える「発達障害者支援法」の諸問題や是正案」『キリスト教社会福祉学研究』43号、日本キリスト教社会福祉学会、2011.1、p.46。
 - 3) 高岡健『やさしい発達障害論』批評社、2007、p.87。
 - 4) 市川宏伸、前出論文、p.16。
 - 5) 立木正久「『発達障害者支援法』の問題点」『福音宣教』64(2)、オリエンズ宗教研究所、2010.2、p.25。
 - 6) 石川憲彦「医療現場から『教育を臨床的に』語る」『臨床心理学研究』45(3)、日本臨床心理学会、2008.3、p.38。

究目的とする。

初めに支援法の概要や問題点について言及する。支援法は「発達障害を早期に発見し、発達支援を行うこと（第1条）」や「社会連帯の理念（第4条）」⁷⁾を謳っており、概要は「第一章：総則、第二章：児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策、第三章：発達障害者支援センター等、第四章：補則」⁸⁾という構成である。問題点⁹⁾としては前述①具体性のない理念法であり違反した場合の罰則がない点のほか、②就労や人権擁護上、必要不可欠なはずの「発達障害者手帳」交付規定条文がない¹⁰⁾。③法の不備を補ううえで必要な「発達障害者手帳」交付通達が発令されていない。④それゆえ現行の障害者雇用促進法は専門の障害種別手帳の所持が障害者雇用率の算定基礎¹¹⁾となっているため原則として専門の手帳の取得が困難な発達障害者は就労面で不利な扱いを受ける実態を踏まえていない。⑤事業主の事情を配慮した発達障害者の雇用管理方法に関する詳細な規定も欠落している。⑥学校での発達障害児に対する人権擁護対策が不明確である。⑦第8条（教育）の「国及び地方公共団体は……適切な教育的支援、新体制の整備その他必要な措置を講じるものとする」が物語る特別支援教育に関する成文上の規定には曖昧さがある。⑧一般就労についている大人の発達障害者の職場での人権擁護策も成文上殆ど皆無である。⑨発達障害の早期発見・早期治療を担う児童精神科医が不足している現状の明

確な改善策がなく産業医との連携等の方向性もない。以上のような問題点が指摘される。

このような支援法の問題点等が誘発した社会問題を分析し政策提言を行う議論の妥当性は、前出の矛盾性¹²⁾を孕んだ現行支援法の不備を補うための新法を将来、創る必要性が迫られた際の対案を予め発し後世のために記録として残すためである。

ただ筆者自身が支援法第2条で定義された脳機能の障害が原因でおきる発達障害者であるため、社会常識に合った判断をすることが極めて困難な社会的不利を有する。だが極力可能な努力をして現行法の問題点等が施行後に誘発した諸問題や是正私案の論考を試みる。今後、わが国で発達障害者のための実定法を制定する際の警鐘の一助となれば幸いである。

II. 先行研究

児童精神科医の高岡は著書『やさしい発達障害論』の論中で、支援法成立過程の審議の際、「当事者からの意見聴取がないこと」¹³⁾を問題視している。高岡同様、児童精神科医の石川も前出のように「当事者を参加させない」で支援法が制定されたことや支援法が障害者の“権利条約”（以下、権利条約）違反であるとの批判も併せて学会発表で行っている¹⁴⁾。一方、発達障害者の高山恵子は、『発達障害者支援法』は、理念的なものであり、

7) 西田典之〔ほか〕編『六法全書 平成25年版II』有斐閣、2013、p.4736。

8) 同書、p.4736。

9) 同書、p.4464,4468,4736-4737。

10) 佐々木正美〔ほか〕監修『大人のアスペルガー症候群』講談社、2008、p.92-93。

11) 大内伸哉〔ほか〕『法と経済で読み解く雇用の世界』有斐閣、2012、p.212。

12) 佐々木正美〔ほか〕監修、前掲書、p.47-93。

13) 高岡健、前掲書、p.87。

14) 石川憲彦、前出論文、p.38

具体的な支援対策・事業については言及されていないのが問題です¹⁵⁾と批判している。高岡や石川、高山の先行研究に対する批判点としてはつぎのことが考えられる。

(1) 就労問題に関する認識の欠如

この問題について、精神科医の山崎は、「就職できたとしても、なかなか職場にうまく適応できず、短期間で離職する¹⁶⁾」と述べ、様々な職場で大人の発達障害者の就労問題が深刻化していることを指摘している。

しかし、高岡は前掲書の中で「当事者からの意見聴取がないこと」を批判してはいるが、大人の発達障害者の就労問題の深刻さについて殆ど触れていない。また石川も高岡同様、子ども中心に物事を捉えており、就労問題という角度から支援法の問題点を分析していない¹⁷⁾。そのため高岡や石川は前述の山崎とは違い、子どもの発達障害児も大人になり就労につけば、目に見えない発達障害者特有の困難な「就労問題」に直面することを深刻視していないと批判せざるおえない。

(2) 当事者が具体的な是正対案を提示していないこと

前出のとおり、発達障害のある当事者の高山は、「具体的な支援対策・事業については言及されていない¹⁸⁾」という批判を行っている。しかし彼女は種々問題のある支援法について、具体的にはどこをどのように是正・改正すべきか、自らの対案を提示していない¹⁹⁾。高山に限らず当事者たちは現行支援法に不備があれば批判するだけではな

く、各種メディアで各々の観点からは正私案を具体的に明示すべきであろう。

こういった批判点を踏まえ筆者は、具体的な教育支援策や労働問題の認識が欠如し理念法ゆえの欠陥がある支援法の構造的な問題点が、石川の指摘する「当事者を参加させない」状態で法律が制定された問題とも関連して施行後に誘発した、審議会への「当事者」参加問題や教育問題・就労問題（労働問題）等の社会問題について、医学的問題をも視野にいれた観点から考察を行い、現行法の不備な点を補う新法に関する是正私案を予め政策提言する立場に立脚する。まず、Ⅲで支援法成立過程等について若干俯瞰した後、Ⅳ以降で現行支援法の矛盾性が触発した社会問題を考察し今後、我が国で制定が予想される発達障害者のための実定法に具現化すべき是正私案を披瀝する論考を試みてゆく。

Ⅲ. 支援法成立過程までの経緯や施行後の国の動向

ここ数年、学校の教育現場で「発達障害」が脚光を浴びる直接の契機となったのは平成17年4月に支援法が施行された前後からである。まずそれまで国の福祉制度の谷間であった「自閉症」等の発達障害者を救済する目的で、2001年に文部科学省は発達障害に対する検討をはじめ、同年とりまとめた「21世紀の特殊教育の在り方について」のなかで、高機能自閉症・注意欠陥多動性障害・学習障害について支援体制を充実するという方向を

15) 高山恵子「発達障害者支援法成立！さらなる連帯に向けて」『かがやき』1号、日本自閉症協会、2005.3、p.41。

16) 山崎晃資『キャンパスの中のアスペルガー症候群』講談社、2010、p.171。

17) 石川憲彦、前出論文、2008.3、p.38-39。

18) 高山恵子、前出論文、p.41。

19) 同論文、p.41。

示した²⁰⁾。翌年、厚生労働省も新たな取り組みとして、「自閉症・発達障害者支援センター」の整備を始めた²¹⁾。さらに2003年3月28日に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」を答申し²²⁾、平成16年2月からは厚生労働省と文部科学両省で「発達障害支援に関する勉強会」が一部有識者も交え開始された²³⁾。この間、『日本自閉症協会』等の障害者団体が粘り強い障害者運動を展開したことも見逃せない²⁴⁾。このような流れを受け、超党派の議員立法で法案が提出され²⁵⁾、内閣委員会をはじめとした国会等では、発達障害の早期発見や支援といった子どもの成長過程に重点をおいて審議を行い平成16年12月3日の参議院本会議において全会一致で支援法は可決成立した²⁶⁾。

一方、施行後における国の審議会や発達障害者支援施策の動向を概観すると、支援法自体が子どもの発達障害の早期発見・早期治療・教育支援に主たる目的をおいていることから、平成17年12月8日の中教審答申²⁷⁾にみられるように子ども中心であり、国の施策をみても厚生労働省は、「発達障害者就労支援者育成事業」²⁸⁾等の諸施策を次第に講じはじめたが、成人当事者への支援策や一般社会の理解の遅れ²⁹⁾はいまだに歪めない。

IV. 支援法の問題点や制定過程上の問題が施行後に誘発した社会問題の考察

成立過程等の俯瞰はここまでとし本論に入ることとする。Iで立木(2010)が「“労働問題”の認識が欠如」していると明らかにし市川も「法そのものは理念法」と揶揄した具体性のない支援法の問題点や、IIで石川が「当事者を参加させない」で法律が制定された過程上の問題が、施行後にどのような社会問題を誘発したか以下のように分析し考察する。

①審議会への「当事者」参加保障の問題

石川は前出のように「当事者を参加させない」で支援法が制定されたことを批判している。時期は少しずれるが支援法制定後の2006年12月に国連総会で採択された権利条約の第4条3でも「条約を実施するための法令および政策の作成および実施にあたり、(略)障害者と緊密に協議し、および障害者を積極的に関与させる」³⁰⁾と謳われている。このことと関連し山崎は国の審議会等の委員に発達障害者が入っていないく、“「身体障害者」中心主義”の傾向があるという趣旨の批判をしている³¹⁾。現行の内閣府障害者政策委員会(以下、政策委員会)の人選をみても身体障害・知的障害・精神障害のあ

20) 田中新正・古賀清治『障害児・障害者心理学特論』放送大学教育振興会、2013、p.12-14。

21) 福島豊『「発達障害者支援法」成立までの経緯』『市民政策』40号、市民がつくる政策調査会、2005.4、p.24。

22) 田中新正・古賀清治、前掲書、2013、p.14。

23) 福島豊、前出論文、p.24。

24) 同論文、p.26。

25) 同論文、p.25-26。

26) 『茨城新聞』2004年12月4日朝刊第3社会面21頁。

27) 田中新正・古賀清治、前掲書、p.19-20。

28) 厚生労働省編『厚生労働白書』平成21年版 ぎょうせい、2009、p.202。

29) 『茨城新聞』2012年9月3日、朝刊第一社会面23頁。

30) 奥住直也 [ほか] 編『国際条約集』2012年版、有斐閣、2012、p.343。

る当事者委員は任命されているが発達障害のある当事者委員は選ばれていない³²⁾。実際、政策委員会の前身ともいえる障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）でも、「推進会議も総合福祉部会も身体障害者に偏っているように思われるとの意見を複数の人から聞いた」³³⁾と平成24年3月12日に開催された推進会議のさい、ある委員は正直に認めている。これらの事象は石川が批判した「当事者を参加させない」で支援法が制定された経緯が、施行後においても国の審議会に発達障害のある「当事者」が参加保障をされない問題へと踏襲される伏線になりえたのではないかと疑問視する。かような国の審議会でもある政策委員会の人選を鑑みると、石川が指摘するように支援法の制定過程において何らかの形で当事者の参加を保障すべきであったのではなからうか。

②教員養成問題

この問題について立木（2011）は、「特別支援教育に携わっている教員自体が発達障害とは医学的にはどのような障害なのか熟知していないのが実情である」³⁴⁾と明らかにしている。次節⑥の「教員養成方法の見直し」でもこの問題に関する筆者独自の是正案を披瀝するが、「産めよ、ふえよ」³⁵⁾という故事にも顕れているように、子どもは国の宝なのだ

から、本来であれば支援法は2002年の文部科学省調査（当時）で判明した、小中学校の普通学級に6.3%³⁶⁾も在籍する発達障害児の特別支援教育に対応できる教員養成方法はどうか、最低限の具体的指針を成文上、明確化すべきであったはずである。

理念法に留まっている現行支援法の下で、発達障害の医学的素養に欠ける教員が学級経営・授業実践に携わっている現状は看過できないと考える。

③現行の教育政策・制度の在り方に関する疑義

前出の石川医師は『Fonte』2008年6月30日号ウェブサイトで、「支援法が通ったことで、特別支援教育は、“軽度発達障害児ばかりが焦点になった”んです。これでは発想が逆になって、今まで“普通学級で学んでいた子どもたちを、特別支援学級に抜き出して、そこで教育する”ことになっています。これによって障害者を地域へという方針まで揺らいでいます」³⁷⁾と嘆いている。実際、石川医師の憂慮を裏付けるように雑誌『週刊東洋経済』6266号でも、「病弱・身体虚弱の子どもは特別支援教育の対象ではないという誤解」³⁸⁾を一部に広げた例が紹介されている。このように支援法第4条が謳う「社会連帯の理念」に基づき健常児と障害児の共生社会

31) 山崎晃資「総合福祉法における医療に関する問題点」『かがやき』8号、日本自閉症協会、2012.3、p.17-18。

32) 僅かに当事者ではない氏田照子（『日本発達障害ネットワーク』専門委員）が発達障害者支援団体の代表として委員に選任されているのみである。

33) 障がい者制度改革推進会議第38回議事録

(URL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_38/pdf/s1.pdf/2013年7月5日確認)

34) 立木正久「発達障害児の教育政策」『福音宣教』65(8)、オリエンズ宗教研究所、2011.8、p.17。

35) 中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社、1991、p.32。

36) 田中新正・古賀精治、前掲書、p.16。

37) 「石川憲彦さんインタビュー 発達障害」『Fonte』2008年6月30日号ウェブサイト

< URL:<http://www.futoko.org/special-03/page0630-159.html>/2013年7月19日確認 >

38) 大滝俊一 [ほか]「子どもの病氣・全解明：治療・費用・支援制度・教育」『週刊東洋経済』6266号、東洋経済新報社、2010.6、p.71。

を目指した文部行政と密かに分離が生じている教育現場との間には水面下で徐々に乖離が顕れている。このため本来なら、障害者差別解消法（以下、解消法）制定³⁹⁾の時と同様、支援法制定にあたって「行政機関が偏った情報で決定を下すことを抑止」⁴⁰⁾するために、全国で事前に公聴会⁴¹⁾を開催して発達障害児を養育している保護者から、望ましい教育制度について「広く一般の意見」⁴²⁾を募集すべきだったのではないか。そのような事前の手続きを踏まえずに、国会での法案審議に入り支援法を制定した過程には一抹の“不条理”さがあると思われる。また前節Ⅰの支援法第8条（教育）の曖昧な規定にも種々問題点があったのではないかと考える。斯くの如き石川医師が“軽度発達障害児ばかりが焦点になった”と憂慮する教育現場の“不条理”さは、19世紀のさる思想家が警鐘を鳴らした「ある階級の市民のみにかまけて、他の階級をなおざりにするのは、“不条理”である」⁴³⁾という預言とも相通じうる社会問題ではなからうか。読み・書き・計算等の能力障害ゆえ特別支援教育に向くLD等、一部の障害児は別として、分離ともとれる可能性がある教育政策からは理解も共感をも得難いのではないかと考える。

さらに現行の教育制度の在り方に関する疑義として、学力水準が劣る障害児のみを集め

た「特別支援学級」という現行制度下では、時として大学に入学できる基礎的な学力が身に着かないこともありえよう⁴⁴⁾。「ひとり子のみどり子がわたしたちのために生まれた」⁴⁵⁾という故事が物語る将来への希望を摘んでしまう可能性が時には考えられる。学校不適應という二次障害を引き起こす怖れがあるLD（学習障害）等⁴⁶⁾、一部の発達障害児は特別支援教育の方が適切と考えるが、（次節Ⅴ⑤とも関連する）インクルージョンとは逆行する支援法制定が契機の「特別支援学級」という名目の分離教育は長期展望に立つと、必ずしも望ましい学級経営と呼べるのか疑問符が残る。特殊教育時代からの障害児のみならず、発達障害児にも各々個性や能力差等があり十人十色である⁴⁷⁾。このため、（発達障害児については既に取組が行われ始めているが）各種障害のある子どもの個性をその子らしく伸ばす学力向上のためにも今後、何らかの形で“教育制度を見直す”必要性が迫られるかもしれない。

④縦割り行政の弊害

文部科学省は前出のとおり平成17年12月8日の中教審答申として、子どもの発達障害児の教育現場の問題に対応できる答申を一応諮問している。しかし厚生労働省は精神障害者の就労問題に関する答申⁴⁸⁾は諮問していても、児童精神科医の杉山が「統合失調症

39) 『茨城新聞』2013年6月20日朝刊総合3面3頁。

40) 原島良成・筑紫圭一『行政裁量論』放送大学教育振興会、2011、p.145。

41) 『アビリティーズニュース』ウェブサイト<URL:http://www.abilities.jp/home/products/atcptxt.php?ag_id=139 (2013年8月6日確認)>

42) 原島良成・筑紫圭一、前掲書、p.144。

43) レオ13世著；岳野啓作訳『レールム・ノヴァルム』中央出版社、1958、p.109。

44) 大滝俊一〔ほか〕、前出論文、p.69-70。

45) 共同訳聖書実行委員会〔訳〕『聖書；新共同訳』日本聖書協会、1987、(旧) p.1244。

46) 吉田昌彦・鳥居深雪『特別支援教育基礎論』放送大学教育振興協会、2011、p.141。

47) 田中新正・古賀精治、前掲書、p.190。

48) 『日本経済新聞』2013年3月21日夕刊1頁。

などと決定的に違うところは、自閉症は“生まれつきの障害”であるということだ⁴⁹⁾と明言するように、後天的な精神障害とは症状が異なる“生まれつきの障害”である大人の発達障害者の障害特性に特化した「労働問題」改善のための答申を（厳密には）諮問していないに等しい。本来、社会の一員として就労について自立できる人材を育成するために教育はあるのだから⁵⁰⁾、文部科学省は厚生労働省と連携を適切にとりながら子どもにとって望ましいキャリア教育の制度設計を企画立案すべきであろう。但し発達障害は歴史が新しいゆえ文教施策や労働政策を担う行政側にも理解不足がある点はやむおえない。だが、かような省庁ごとの審議会答申に散見される相違はある意味では教育政策を掌る文部科学省と労働政策を企画立案する厚生労働省との連絡調整が必ずしも緊密とはいえない縦割り行政の弊害が露呈した事象と思われる。けだし、この問題は従来の身体障害者や知的障害者等への障害者政策とは異なり、発達障害、特にLD（学習障害）が厚生労働省管掌の障害者福祉施設ではなく文部科学省所管の小学校の普通学級で脚光を浴び始めた不運な経緯⁵¹⁾も、支援法施行後に縦割り行政の弊害という問題を誘発した要因の一つとも考えられる。

⑤就労問題（労働問題）への序章と発達障害児の不確かな将来

第5に教育と関連する就労（労働）の観点から問題を考察する。Iでも触れたが「“労働問題”の認識が欠如」した支援法の問題点は、一般就労についている「発達障害」当

事者の声を労働福祉政策という観点から国政に届ける『「参加」と「透明性」の要素⁵²⁾』を排除もしくは著しく制限する結果を招く一要因ともなったのではないかと疑問視する。

実際、国の法律や政策に反映されるかどうかは別の次元の話であることを予めお断りすると、解消法制定の時と同様、法案審議に入る前に全国で公聴会を開催して「発達障害」当事者から「発達障害者手帳制度」を創設し具体的な就労保障策を明文化してほしいという意見公募を募集せずに⁵³⁾、支援法を制定したことは、次の表1「厚生労働省報道発表資料：障害種別就職率推移」が示す手帳の有無に起因する就労面での障害者間差別という矛盾性として顕れている。

この厚生労働省データが示す通り、事前に全国で公聴会を開催して当事者から就労に必要な「発達障害者手帳制度」創設希望の意見公募を募集してから国会で支援法制定審議に入る手順を踏まなかった法律制定過程上の問題もあり、発達障害者は専門の障害種別の手帳がないために手帳所持が前提の障害者雇用促進法下では雇用率に算定されず不利な扱い⁵⁴⁾を受けている。このため発達障害者と原則として障害種別の手帳が取得できる他の種類の障害者間の就職率の格差は表1のとおり明瞭である。それゆえ前出のような手順を踏まなかったIの如き問題点が多々ある支援法の制定はある点で発達障害児が将来直面するであろう就労問題（労働問題）への序章でもなかろうか。

かような発達障害者の就労問題（労働問題）

49) 杉山登志郎『発達障害の子どもたち』講談社、2007、p.76。

50) ロバート・オウエン；揚井克巳訳『新社会観』岩波書店、1954、p.66-103。

51) 高森明『アスペルガー当事者が語る特別支援教育』金子書房、2007、p.90-97。

52) 原島良成・筑紫圭一、前掲書、p.144。

53) 同書、p.144。

54) 大内伸哉 [ほか]、前掲書、p.212。

※表1 「厚生労働省報道発表資料：障害種別就職率推移」
(平成17年4月1日に支援法が施行された翌年以降の状況)

年度	身体障害者 (手帳有)	知的障害者 (手帳有)	精神障害者 (手帳有)	発達障害者等 (手帳なし)
平成18年度	41.00%	53.00%	35.60%	<u>35.40%</u>
平成19年度	39.90%	54.70%	37.20%	<u>26.40%</u>
平成20年度	34.70%	48.80%	33.20%	<u>29.20%</u>
平成21年度	34.00%	45.70%	32.80%	<u>29.40%</u>
平成22年度	37.80%	51.00%	36.70%	<u>30.60%</u>
平成23年度	36.90%	51.60%	38.60%	<u>29.90%</u>
平成24年度	38.60%	53.00%	41.60%	<u>33.40%</u>

出典：平成25年5月15日厚生労働省報道発表

「ハローワークを通じた障害者の就職件数、3年連続で過去最高を更新」

< URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031lock.html> (2013年8月13日確認) >

★表2：橙山緑（発達障害者）の離退職歴

	仕事の内容	在任期間	離職の理由
1	営業事務	10ヵ月	仕事を覚えられず、部署内で信頼を失う。自己都合退職
2	文献情報サービス	4年3ヵ月	細かな決まりが覚えられず、人間関係が悪化。不況を理由にした、会社都合退職
3	出版社事務	1ヵ月	不明
4	総務事務	10ヵ月	社長からの毎日の叱責に耐えられなくなり、会社都合退職
5	自動車会社事務	3ヵ月	不明
6	マイクロフィルム会社事務	2年5ヵ月	業務取得困難を理由に退社
7	不動産会社事務	3ヵ月	誤郵送を理由に試用期間内に退社命令
8	募金入金管理事務	7ヵ月	ミスが多く反省文を毎日書かされる。自己都合退職
9	書類発送代行事務	8ヵ月	ケアレスミスの指摘が多い。業務縮小による会社都合退職
10	特例子会社	継続中	

※出典：高森明『漂流する発達障害の若者たち』ぶどう社、2010、p.81。

に関する深刻さを裏付ける具体例として、「発達障害」当事者である高森明が著書『漂流する発達障害の若者たち』（ぶどう社、2010、168p.）論中で言及した発達障害者の橙山緑の離退職歴のケースを次の表2のように紹介する。

このケースからも窺いしれるように、発達障害者の就労現場の実態はある意味では過酷

といえる。同時に通算10回にも及ぶ橙山の過度な離退職歴回数は、現代日本の企業社会では（身体障害者や知的障害者等とは違い障害の歴史が新しい事情も鑑み）発達障害者の適切な雇用管理のノウハウが確立されていない証左の一つとも推察しうる。

そのため、鮎川が『労務事情』48巻1214号p.27で述べている東亜ペイント事件判示(最

高裁第一小法廷昭和61年7月14日判決)⁵⁵⁾をはじめとした従来型の労働判例等で成文上の不備を補う労務管理方法では発達障害者の場合、困難な場面が種々あるともいえよう。このように表1の厚生労働省データや表2の橙山の離転職歴を分析すると、現行支援法は市川が前出でのべたとおり、「法そのものは理念法」⁵⁶⁾に留まっていることから派生している様々な欠陥があるといえよう。そのため市川が前述した「実施については実定法が必要である」⁵⁷⁾という指摘はある意味において示唆に富む内容ともいえる。かくして発達障害者の就労現場における実態を顕す一例である、表2で示した「発達障害」当事者である橙山の離退職回数⁵⁸⁾の極端さは、就労問題（労働問題）に関する現行法の不備を判例等で補う既存の対応方法には限界があることを立証する氷山の一角ではないかと考える。

また現行支援法は「子ども中心」のため、一見子どもの人権を守ってくれるようには見える。しかし支援法第2条では「脳機能の障害」と明記されており、児童精神科医の内山も「現代の医学や心理学、教育学では、“自閉症”を『治す』ことはできません。たとえ高機能であっても、それは同じことです。」⁵⁸⁾と明言している（※発達障害は“自閉症”が中心であり、LD・ADHD等を裾野に配置する形で拡がる障害である）。このことから推察できるように発達障害は子どもの時から早期発見・治療・教育支援等を施しても完治しないゆえ就労に困難をきたす何らかの障害は成人後も残る⁵⁹⁾。前出の橙山緑（発

達障害者）の不幸な労働境遇はある意味において、今の子どもの発達障害児の不確かな将来を暗示している一例ともいえよう。子どもの幸福を真摯に考えるのなら、支援法制定の審議に入る前に、まず公聴会を全国各地で開催し当事者・保護者から教育や医療はむろん具体的な就労保障に関する意見公募を普く募集し極力、行政立法に反映すべきであったはずである。そのような手順を踏まえずに支援法を制定したことが、やがては今子どもでも学校卒業後には表2の橙山の事例が顕著に物語るように、（景気の好不況や個人的な能力差等の問題もあり一概には言えないが）不遇な「労働者」になると思われる発達障害児の人権をも踏みこむ深刻な「労働問題」⁶⁰⁾を将来誘発するのではないかと、当事者の観点から筆者は危惧している。

V. 『発達障害者実定法（仮称）』に具現化すべき是正私案の提言

このように教育現場への具体的配慮や、障害者雇用率への算定基礎として本来であれば必要な専門の発達障害者手帳交付規定条文が欠落していることをはじめとした、就労面での手厚い保障策等が成文上欠けている理念法にすぎない支援法の問題点は、石川が前述した当事者不在の問題とも相まって、同法施行後、前節IV⑤表1「厚生労働省報道発表資料：障害種別就職率推移」に顕れている異なる障害者間の雇用差別等、様々な矛盾を誘発した。

55) 鮎川一信「実務対応編：精神障害、発達障害を有する社員の雇用管理 Q&A」『労務事情』48（1214）、産労総合研究所、2011.9、p.27。

56) 市川宏伸、前出論文、p.16。

57) 同論文、p.16。

58) 内山登紀夫編著『高機能自閉症・アスペルガー症候群入門』中央法規、2002、p.45。

59) 佐々木正美〔ほか〕監修、前掲書、p.47-93。

60) レオ13世著；岳野慶作訳、前掲書、p.27。

これは将来、ILO（国際労働機関）の理念的背景ともなったローマ教皇レオ13世の不朽の名著『レールム・ノヴァルム』（1891年発表）⁶¹⁾の主題の言葉を借りれば、子どもの発達障害児が学校卒業後に直面するであろう「労働問題」＝社会問題でもある。

ではこれまで指摘してきた支援法の問題点や法律制定過程上の問題が誘発した教育問題や就労問題（労働問題）等をはじめとした社会問題に関する分析を前節のように踏まえたうえで、将来的構想として市川が「実施については実定法が必要である」と前述した趣旨の『発達障害者実定法（仮称）』を現行法の不備を補う新法として制定する際、権利条約が謳う「合理的配慮」⁶²⁾の理念をどのように日本の文化や国民性にも適応し得るよう具現化すべきか、当事者でもある筆者の脳裏に去来する是正私案を（必ずしも成文化とは限らず政策的な意味も込めて）披瀝し提言する。今後の指針の一助となれば幸いである。

①保護者からの直接的な意見公募の重視と反映

第1の政策提言は前出の推進会議の弊害ともいえた「“身体障害者”に偏っている」という障害者間差別の問題を是正するために、家族や保護者が発達障害児とともに政策立案

へ参加・関与できる機会を保障する制度を拡充化することである。具体的には、実際に「自閉症」（DSM-5では「“自閉症”スペクトラム障害」）という発達障害児を苦労して育てている保護者を公聴会に幅広く招聘し、発達障害児（者）だけではなく家族や保護者も「当事者」と考え、公聴会の際、可能な限り詳細で精緻な意見公募を募集し、文部科学省が教育政策を企画立案する際の一助として反映に資することである。なぜなら子どもの発達障害児の家庭における堅実な療育は、発達障害児が大人になってから安定した就労生活を送る基礎として重要だからである⁶³⁾。そのため公聴会を全国各地でくまなく開催して行政当局が可能な限り、直接的な対話形式で発達障害児を養育している保護者から意見を募集する方法が望ましいのではないかと思われる。

②一般就労についている当事者からの声の重視

第2点目の提言は前項と同様、前節①で山崎が批判した趣旨の“「身体障害者」中心主義”という現状を克服するため、成人の発達障害者の国政への参加・関与に繋がる「一般就労についている当事者の声」を政策に具現化することである。即ち、数十年後の世界

61) 産業革命後の19世紀後半の世界において、資本主義の弊害として起きた深刻な「労働問題」を憂慮して、カトリック教会全体の代表者でもある当時のバチカンのローマ教皇レオ13世（在位1878-1903年）は著書『レールム・ノヴァルム—労働者の境遇について—』を1891年に発表した。レオ13世は同書の論中で「労働問題」をキリスト教的に解決する社会的教えを説いた。レオ13世が1891年に『レールム・ノヴァルム』で説いた社会的教えはその後、1919年に創設されたILO（国際労働機関）でも理念的背景として採用された。当然のことながらILO（国際労働機関）に加盟している世界中の諸国の労働法や社会保障制度にも、レオ13世の『レールム・ノヴァルム』は多大な恩恵をもたらした。ILO（国際労働機関）とレオ13世の『レールム・ノヴァルム』の詳細な関係については、ILL（大学図書館間相互貸借制度）等により、筆者の勤務先でもある国立大学法人茨城大学人文学部人文図書室に所蔵されている復刻版の中央出版社編『教会の社会教書』（中央出版社、1991年）p.154-158をご参照戴ければ幸いである。

62) 松井亮輔・川島聡 [編]『概説障害者権利条約』法律文化社、2010、p.6。

63) 中根晃編『自閉症』日本評論社、1999、p.233-249。

になるかもしれないが、民間企業で苦勞して一般就労生活をおくっている多数の「発達障害」当事者からの意見公募を重視し、国の法政策に反映される時代が訪れることを彼らと同様、当事者でも筆者は望む。一般就労生活を送っている発達障害者からの意見聴取・意見公募は、職業人養成のためのキャリア教育を推進している文部科学省が、子どもの発達障害児の将来の幸福を考慮した政策・制度を企画立案し、絶えず刷新や見直しを行っていくうえでも重要であると考え。また前節④のような「縦割り行政の弊害」に陥らないよう、文部科学省と厚生労働省が緊密に連携をとり、できれば両省合同による公聴会等の場で、当事者からの意見聴取等を実施する必要もあると思われる。

③手帳制度に代わる障害者福祉カードの導入

第3の政策提言として、前節のような手帳の有無に起因する就労面での障害者間差別を是正するために、現行の手帳制度に代わる障害者福祉カードへ転換・導入することを提唱する。これまでも問題視してきたが、手帳所持が前提となっている現行の障害者雇用促進法下では専門の「発達障害者手帳」がない発達障害者は原則的には障害者雇用率に算定されない。そのため発達障害者は前節IV⑤の厚生労働省報道発表資料に見られるように就労面において、障害種別の手帳を原則として取得できる他の種類の障害者に比べ不利な扱いを受けている。このため将来、新法を制定する際には、現行の三障害毎に分断された手帳制度に代わる、障害種別の垣根を越えて統一された「障害者福祉カード（仮称）」交付規定条文を明記し、現行法下では専門の発達障

害者手帳を取得できない発達障害者が他の種類の障害者に比べ就労等で不利な扱いを受けない法制度の構築を提言したい。

④子どもの個性に合わせた複数教室選択制の導入

第4は子どもの個性に合わせた複数教室選択制である。前節の推進会議ではややもすると身体障害児中心に「インクルーシブ教育」がさかんに喧伝され議論が行われた傾向がある⁶⁴⁾。実際、前出IV①のとおり推進会議においてもある委員が「身体障害者に偏っている」との指摘を複数の人から受けたと述べ自らの非を認めている。しかし発達障害児の場合、子どもの個性や能力差・家庭環境の相違等もあり一概にはいえないが、鳥居が「子どもに合わせた支援の工夫と二次的な不適応の予防」⁶⁵⁾と指摘するLD（学習障害児）に顕著にみられるように、逆に「不登校等の学校不適応」⁶⁶⁾という二次障害を引き起こす恐れがある。このため「インクルーシブ教育」だけではなく「特別支援教育」も併用できる“子どもの個性に合わせた複数教室選択制”を「発達障害児の教育政策」として新法には導入すべきと考える。

⑤授業実践・学級経営の「福音化」

第5は教育実践の「福音化」である。前項とは矛盾すると思われる向きもあるかもしれないが、筆者自身の理想は、「健常児が障害児を慈しむ『隣人愛』⁶⁷⁾を育むインクルーシブ教育」ともいえる授業実践・学級経営の「福音化」⁶⁸⁾である。すなわち人類全体を内部から変革させべく、次の時代を担う子どもたちの心を刷新へと導くヒューマンズ教育の実践である。就中、アメリカ障害者教

64) 第5回障がい者制度改革推進会議議事要録（2010年3月19日）（http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_5/giji-youroku.html）2013年7月10日確認

65) 吉田昌彦・鳥居深雪、前掲書、p.137。

66) 同書、p.141。

67) 共同訳聖書実行委員会〔訳〕『新約聖書；詩編付き』日本聖書協会、1989、p.293。

育法が謳う「障害児と共に学ぶ経験をすることで、非障害児の人格的な成長は豊かになる」⁶⁹⁾ という理念を前節③で問題提起した現行の“教育制度を見直す”際の参考にすえ、日本の社会風土に適合するように改良する形で採用し、石川医師が前出のように憂慮する“軽度発達障害児ばかりが焦点になった”弊害を可能な限り是正しようという制度設計の再構築に努めるべきであろう。但し障害児に対する偏見やいじめはつきものなので、実際の授業実践や学級経営の場面では慎重な「合理的配慮」が要求されると思われる。またLD(学習障害)等のように統合教育によってむしろ学校不適應等の深刻な二次障害を起こす一部の発達障害児の場合は特別な政策的考慮を要する。

⑥教員養成方法の見直し

第6は前節でも指摘した「教員養成問題」に関する筆者独自の観点からの政策提言である。立木(2011)が前節②で明らかにしたように憂慮すべき現状なのだが、現職の教員の中には、「発達障害」が医学的にはどのような障害なのか、熟知していない者が少なからず散見される⁷⁰⁾。実際、『週刊東洋経済』6266号でも、「IQが100に達しており知的な遅れがまったくない子どもが、ADHD(※発達障害の一種)と診断され、多動であることを理由に、特別支援学校への就学が決定された」⁷¹⁾ という極端なケースも時には教育現場でおきている一例が紹介されている。

このように本来ならIQが100に達していれば普通高校の学習についてこれる能力がある子どもははずなのに、発達障害の一種であるADHDという診断をくだされ多動であるために普通高校では教員が指導・対応ができないという理由で、特別支援学校への就学が決定されるという極端なケースが時として教育現場で起きている事態は、現職の教員が「発達障害」が医学的にはどのような障害なのか熟知していないために必ずしも十分な生徒指導が行われているとはいえない証左とも思われる。

また特別支援学校への就学が決定されると普通高校に進学するケースとは違い、大学へ入学できる学力が身につかない可能性が高くなる⁷²⁾。そのため学歴社会の日本では長期安定就労生活が送れる確率が比較的高いと思われる大学卒という応募資格が要求される労働条件の良い職場への就職の機会が狭められるため⁷³⁾、長期展望で子どもの発達障害児の幸福を考えると、将来、何らかの形で種々問題がでてくる怖れがあることを当事者でもある筆者は危惧している。

そのため、現行の教員養成方法を見直す一環として、自閉症スペクトラム障害という「発達障害」の臨床医である内山登紀夫を教授として招聘し、既に教育と医学の連携をカリキュラム面で実践している「福島大学方式」⁷⁴⁾を他大学の教職課程でも導入すべく教育法制の再考を文部科学省に提案したい。同

68) 教皇パウロ六世著；日本カトリック宣教研究所訳『福音宣教』カトリック中央協議会、2006、p.23。

同書によると「福音化」とは「『よい知らせ』を人類のすべての階層にもたらし、……固有の力で人類を内部から変化させ、新しくする」ことを意味する。

69) 今川奈緒「インクルージョンと分離をめぐる一考察」『大原社会問題研究所雑誌』640号、法政大学大原社会問題研究所、2012.2、p.23。

70) 内山登紀夫編著、前掲書、p.39。

71) 大滝俊一〔ほか〕、前出論文、p.69。

72) 田中新正・古賀精治、前掲書、p.91-92。

73) 同書、p.92。

時に教員免許更新講習もできれば「発達障害」の臨床医を講師陣に加える教育制度の弾力化も国に提言したい。

⑦労働者保護政策—産業医と児童精神科医による合同研修会の法制化

第7の提言は前節IV表2の橙山に顕著な発達障害者の不幸な労働境遇を予防するための労働者保護政策である。子どもの発達障害児も学校を卒業し企業への就労につけば目に見えない不治の発達障害のある「労働者」になる運命にあると思われる。このことと関連して精神科産業医でもある佐藤泰三が「産業医は事業者（経営者、管理者）に対して、“企業の実情”を考慮しながら、健康管理に必要な方策について提言します」⁷⁵⁾と明言しているように、民間企業の内部事情に精通した精神科医でなければ「産業医」は務まらない。佐藤が述べるとおり、学校卒業後、民間企業への就労について「脳機能の障害」が原因でおきる目に見えない不治の発達障害のある「労働者」の健康管理を職場で行うのはその“企業の実情”に精通した産業医である。さらに発達障害者を雇用する事業者にとっても、適切な雇用管理に関する医学的アドバイスを各企業にいる専属産業医（もしくは嘱託産業医）から適宜受けることを円滑化する制度構築のためには、企業が相手の「産業医」と子どもの発達障害の臨床治療が専門の「児童精神科医」によるリエゾン（異分野連携協

力）を法律で担保する必要があると思われる。また精神科医の中でも発達障害の臨床治療ができるのは原則として児童精神科医に限定されており、企業が相手の殆どの精神科産業医は発達障害の臨床能力を有しない。このため前出のような橙山の過度な離職歴が物語るように、発達障害のある労働者保護政策の一環として、大人の企業社会が相手の「産業医」と子どもの発達障害の臨床治療を専門としているが学校の教育現場のことしかわからない「児童精神科医」⁷⁶⁾による“合同研修会の法制化”を行い、雇用主である事業者が産業医から医学的助言を受けながら発達障害者の適材適所な雇用管理ができる法整備を国に要請したい。

⑧日本精神神経学会および日本児童青年精神医学会への提言

最後に、これまで述べてきた発達障害児・者の教育や就労・社会参加等の問題とも関連する医学的な問題について、（法政策上の妥協案も末尾に一部交え）日本精神神経学会および日本児童青年精神医学会へ提言を行いたい。

2013年5月に刊行された米国精神医学会作成のDSM-5という精神科国際診断規準では、アスペルガー症候群という発達障害の診断名はなくなり、自閉症に事実上、統一され、「“自閉症”スペクトラム障害」⁷⁷⁾となった（ちなみに“発達障害の中心”である「自閉症」

74) 福島大学個人業績データベースウェブサイト<URL;<http://kojingyoseki.adb.fukushima-u.ac.jp/top/details/11/>> (2013年7月11日確認)

75) 佐藤泰三〔ほか〕監修『心の危機管理ハンドブック』ぎょうせい、2008、p.98。

76) 内山登紀夫編著、前掲書、p.13-24。

77) 『朝日新聞』2013年4月30日朝刊3頁。同紙によると、2013年5月に米国精神医学会が作成している精神科国際診断規準『DSM-5』が刊行された。DSM-5では従来のアスペルガー症候群や広汎性発達障害という診断名はなくなり、「“自閉症”スペクトラム障害」という診断名に変更された。このため、医療職だけではなく、発達障害児・者へのキャリア教育・就職支援等に携る大学教職員等の教育関係者も“自ら心を閉ざす精神病患者”と企業側から誤解され就活に支障をきたす診断名変更問題について今後の動向を注意する必要があると思われる。

はレオ・カナーという医師が1943年に最初に発見した)⁷⁸⁾。この名称は精神医学・教育学・心理学等になじみがない、一般の日本人からみれば「自ら心を閉ざす精神病の障害児・者」としか映らず、ある面ではかつての「精神分裂病」(現在では「統合失調症」に変更)⁷⁹⁾と同様、むしろ障害児・障害者差別を助長するスティグマ(烙印付け)ともいえる。この問題について、実地調査をした立木(2012)は、『茨城県自閉症協会』の「高機能“自閉症”・アスペルガー家族会」で起きた実例として、ある高機能“自閉症”児を育てる保護者が、「私の子は学校でいじめに会ったんです⁸⁰⁾」と嘆いていた実情報告を明らかにしている。この報告からもおわかりのとおり、「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」という名称では健常児の子どもたちは、前出の実地調査を行った立木が問題視した「あの子は『自ら心を閉ざす精神病の障害児』だからみんなでいじめてしまえ！」⁸¹⁾というレッテルしかはららない。このため、『日本精神神経学会』および『日本児童青年精神医学会』がこれからDSM-5に準じて、「“自閉症”スペクトラム障害」を学会公式の診断名にしようとすることは、発達障害児の教育政策上、非常に問題があると疑問視せざるおえない。日本自閉症協会は厚生労働省と共催して国連が定めた「自閉症をはじめとする発達障害について正しく知っていただくこと、理解をし

ていただくこと」⁸²⁾を主な目的とした普及活動『世界自閉症啓発デー』⁸³⁾を毎年行っているが、「自ら心を閉ざす精神病患者」を意味する差別用語に繋がる「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」という名称自体に問題が多すぎるゆえ、関心のない日本人は殆ど見ていないため啓発効果は乏しいと思われる。

その具体例として大阪の「発達障害裁判事件」⁸⁴⁾があげられる。この裁判は、2011年7月に自閉症の一種である「アスペルガー症候群」(DSM-5では「“自閉症”スペクトラム障害」という発達障害者が起こした殺人事件について、裁判員を交えて審理を行った大阪地方裁判所が、2012年7月30日に「被告の社会に対応できる社会の受け皿がなく、再犯の恐れがある」ことを理由に、求刑16年よりも重い懲役20年という不当判決を下した事件である。同判決は、ある意味では普通の日本人が「自ら心を閉ざす精神病患者」と誤解しがちな「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害(DSM-5準拠)」という診断名自体に元々問題が多すぎるため、日本自閉症協会・厚生労働省共催の『世界自閉症啓発デー』は一般の日本人に発達障害への理解を浸透させる効果がさほどなかったことを象徴した事件ともいえよう。

さらに“自閉症”はAutismの訳語として長く用いられてきているが、一般の日本人からみれば語源の意味が不透明な英語⁸⁵⁾の

78) 中根晃・佐藤泰三編『児童精神科の実地臨床』金剛出版、1994、p.14-15。

79) 石丸昌彦・仙波純一『精神医学特論』放送大学教育振興協会、2010、p.69。

80) 立木正久「福音の光に照らして考える『自閉症』の名称変更問題」『福音と社会』51(2)、カトリック社会問題研究所、2012.4、p.61。

81) 同論文、p.61。

82) 世界自閉症啓発デー公式サイト<URL:http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/index.php?page_view_main...>(2013年10月18日確認)

83) 石井哲夫「新年のご挨拶」『いとしご』126号、日本自閉症協会、2011.1、p.2。

84) 『東京新聞』2012年8月5日朝刊28-29頁「発達障害被告に求刑超す判決」。

85) 石丸昌彦・仙波純一、前掲書、p.69。

Autism Spectrum Disorder とは違い、Autism の日本語訳「自閉症」では「自ら心を閉ざす精神病的症状」としか映らない。このため“自閉症”という文言を含む「“自閉症”スペクトラム障害」は、「自ら心を閉ざす精神病的症状が連続する精神疾患」のような印象を与え不正確であるばかりか、患者への差別や偏見を助長する恐れがある⁸⁶⁾。実際、精神科医の山崎が著書『キャンパスの中のアスペルガー症候群』の論中 p.228 で引用した 2007 年厚生労働省「発達障害者の職業紹介状況」⁸⁷⁾によると、同じ発達障害といっても AD/HD の人の就職率は 41.2% なのに対し“知的障害を伴わない「自閉症」”の人の就職率は 26.3% である統計が示すとおり、採用する企業側からも“自ら心を閉ざす精神病患者”と誤解される「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」という不正確な名称自体が時には就労や社会参加を妨げる一因ともなりえている。抑々、“自ら心を閉ざす精神病的症状”がないうえに症状が全く異なる統合失調症の一症状である“自閉 Autism”⁸⁸⁾を援用し、DSM-5 が差別される側の当事者の迷惑も考慮せず、学級内での発達障害児に対するいじめの温床ともなり得る恐れのある「“自閉症”スペクトラム障害」という診断名を採用すること自体、実態から乖離しておかしいと非難すべきであろう。

それゆえ「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」は一般の日本人がみれば、「自

ら心を閉ざす精神病患者」あるいは「自ら心を閉ざす精神病的症状が連続する障害児・者」と間違われ、かつての「精神分裂病」と重なる「あからさまに侵襲的な響きをもつ」⁸⁹⁾可能性のある名称ともいえよう。このため前出のように教育現場や就労等で誤解を招きがちなる「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」という呼称を、「オーティズム・スペクトラム障害」、ないしは、「自閉症」を児童の統合失調症（旧精神分裂病）⁹⁰⁾の一症状である“自閉 Autism”⁹¹⁾と間違えて最初（1943 年）に学会誌で報告したレオ・カナー医師の名にちなんだ「カナー・スペクトラム障害」、あるいは現行「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」の最も顕著な深刻さを顕す特徴として、児童精神科医の内山が指摘した“対人関係の能力”⁹²⁾の著しい困難さ及び精神科医のラターが指摘した『自閉症の成因は…分裂病説…ではなく…「認知障害」を主とするとの発達障害が推定され（略）“社会関係”等の発達障害によるもの』⁹³⁾という障害特性に即した「社会的相互反応・意思伝達障害（仮称）」ないしは「対人関係・社会性能力障害（仮称）」へ診断名を変更する医学的問題について再考を賜れるよう、「正義の尊重」⁹⁴⁾という立場から『日本精神神経学会』および『日本児童青年精神医学会』へ提言したいと思う。

もし諸般の事情で、「自閉症」や「“自閉症”スペクトラム障害」の如き実態から乖離した

86) 同書、p.25。

87) 山崎晃資、前掲書、p.228。

88) 石丸昌彦・仙波純一、前掲書、p.61。

89) 同書、p.69。

90) 中根晃 [ほか] 編『自閉症治療スペクトラム』金剛出版、1997、p.13,31。

91) 石丸昌彦・仙波純一、前掲書、p.61。

92) 内山登紀夫編著、前掲書、p.13-18。

93) 中根晃 [ほか] 編、前掲 90)、p.223。

94) レオ 13 世著；岳野慶作訳、前掲書、p.107。

不正確な診断名の変更が困難な場合は、前出の「あの子は『自ら心を閉ざす精神病の障害児』だからみんなでいじめてしまえ！」というというレッテル張りに陥る怖れがある教育現場の憂慮すべき状況を教育政策の面から予防する一環として、前述のレオ13世が『ルールム・ノヴァルム』で説いた「“人間の尊厳”をみとめて、これを尊敬すべきである。」⁹⁵⁾という言葉に基づき将来、制定が待ち望まれる『発達障害者実定法（仮称）』の条文には法政策上の妥協案ともいえる「“自閉症”スペクトラム障害は“自ら心を閉ざす精神病ではない”」という“人間の尊厳”が反映された一文を明記するよう国に要請したい。

VI. おわりに

以上、近年、小中学校の普通学級で在籍児童率が6.5%もいることが2012年の文部科学省調査により判明した事情もあり⁹⁶⁾、深刻視され関心が高まっている「発達障害」の問題について、現行支援法の孕む問題点が関連する他の要因とも相まって施行後に誘発した、審議会への「当事者」参加保障や教育・就労（労働）等の社会問題を考察し是正私案を一部医学的問題にも触れ提言してきた。

いまはまだ小中学生ではあっても、発達障害児はいつまでも子どもではない。発達障害は知的障害と違い学力試験ができるため、

少なからぬ発達障害児が大学へ入学する⁹⁷⁾。このことを裏付けるように2011年1月7日付『日本経済新聞』朝刊の報道⁹⁸⁾によると、日本の学歴社会の頂点に立つ東京大学をはじめ、主な大学では次第に増えつつある発達障害のある学生への支援体制を既に整備しはじめている。

IV⑤表2のような極度な離転職を繰返す橙山緑の実例が物語るように、就労後の発達障害者の不幸な事態を極力回避する政策の在り方を検証してみると、就労問題（労働問題）に対応できる法整備は無論、就労につく前の準備段階である教育は健常者と障害者が同じ職場で相互に助け合いながら働いていく「ノーマライゼーション」⁹⁹⁾という考え方を未来を担う子どもたちに身につけさせる基礎として重要である。このため発達障害児だけではなく共存共生する健常児にとっても望ましい特別支援教育・インクルーシブ教育・キャリア教育・就職支援等が円滑に進む鍵は、前出の福島大学方式をモデルとした教育と医学の連携を適切に図る教育政策・教育制度の設計を今後、国がどのように構築していくかに懸っているのではないかと筆者は考える。

結びにより多くの碩学の方々が、発達障害児・者を取り巻く教育や就労（労働）等をはじめとする様々な社会問題の研究に取組まれることを願い筆を終える。

（たちき・まさひさ 本学部助手）

95) 同書、p.61。

96) 『毎日新聞』2012年12月6日朝刊29頁。

97) 市川宏伸・山崎晃資・須田初枝・太田昌孝・神尾陽子・清水康夫「自閉症の医療について」『かがやき』7号、日本自閉症協会、2011.3、p.23。

98) 『日本経済新聞』2011年1月7日朝刊35頁。

99) 田中新正・古賀精治、前掲書、p.256-257。